

逐条意見：(21) 実用発電用原子炉に係わる発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係わる審査基準

番号	テーマ/対象条項	意見及び理由
1	1.1 各項 「…整備される方針適切に示されていること」「…方針であること」	[筒井哲郎意見]措置が完了した後、現場確認が終了しなければ、審査は不合格としなければならない。 (理由) 予定では安全は確保されない。
3	1.3～1.21 …手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 …可能な限り重大事故等に対処するために必要な人員	[筒井哲郎意見] 1) 「又は」以下を削除すべきである。 2) 「可能な限り」を削除すべきである。 (理由) 1) 手順が整備されない状態で運転することは、重大事故に無防備で立ち向かうのと同じである。 2) 人員配備に、不足でも構わないという姿勢は非常に危険である。
4	2.1 可搬式設備等による対応 2.2 特定安全施設の機能を維持するための体制の整備 …体制及び資機材が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	[筒井哲郎意見] 「又は」以下を削除する。 整備が完了するまで審査を不合格と判定すべきである。 (理由) 整備が完了しないうちに運転に入ることは許されない。

以上